

民生委員・児童委員は

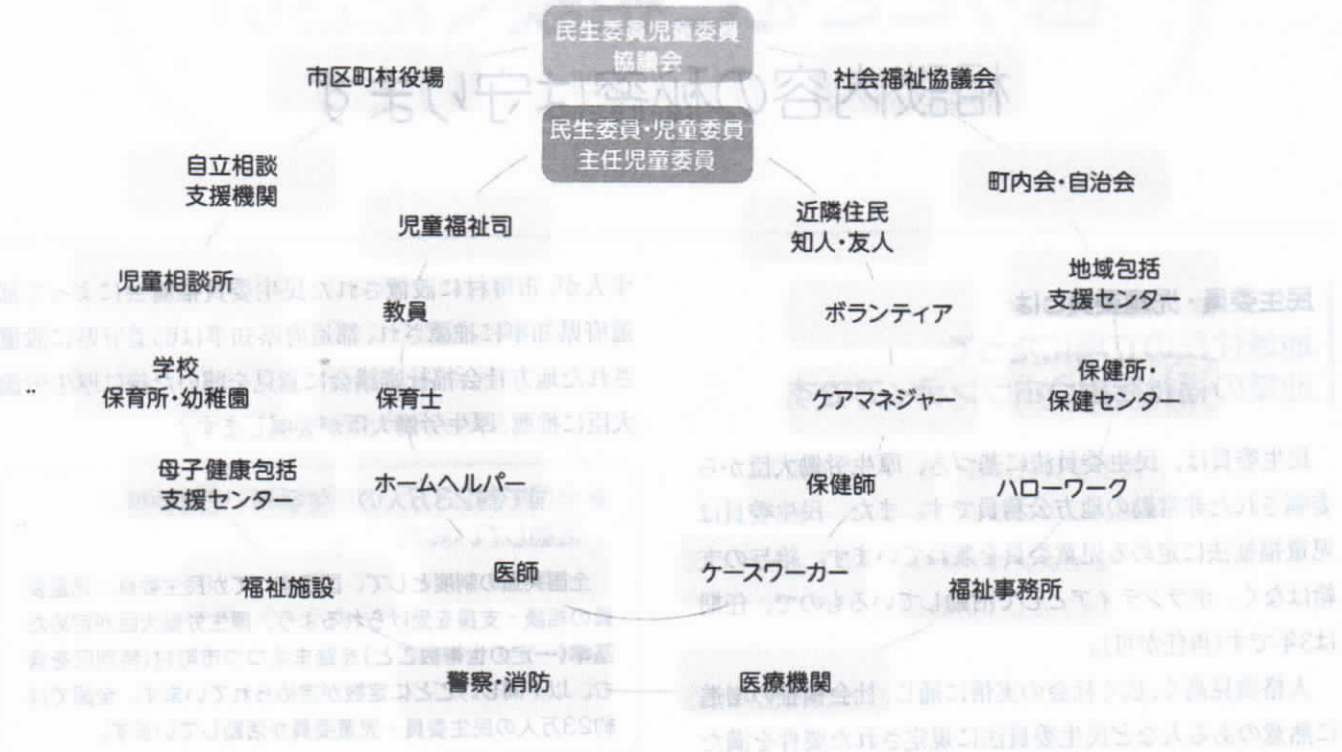
幅広い関係者とのネットワークを有しています

民生委員・児童委員は地域住民の抱える悩みごとや地域で発見した課題を解決するために、行政への働きかけ、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡などの役割を果たします。

また、誰もが笑顔で、安全に、そして安心して住み続けられる地域づくりのために、地域住民や関係機関・団体と連携、協力して地域の絆づくりを進め、地域福祉の充実のための取り組みを進めています。

地域住民を見守り、支えるネットワーク

民生委員・児童委員が連携・協働する関係機関・専門職



民生委員児童委員協議会（民児協）とは

すべての民生委員・児童委員は市町村の一定区域ごとに置かれる「民生委員児童委員協議会」(民児協)に所属しています。民児協には、民生委員法第20条により市町村の一定区域ごと(町村は原則として全域で一区域)に設置が定められている法定単位民児協と、市、区または郡、都道府県・指定都市に組織される連合民児協とがあります。

民児協では、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員への研修を実施したりします。

個人としての民生委員・児童委員を組織としての民児協が支え、さらには民児協として関係機関・団体と連携・協働して地域福祉の推進に取り組んでいます。各民児協において、地域の実情に即した重点目標を掲げ、地域住民が安心して生活できるまちづくりのためにさまざまな取り組みをしています。

民生委員・児童委員、主任児童委員は皆様の身近な地域で活動しています

詳しくは、市区町村行政や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの相談窓口にお問い合わせください。

全国民生委員児童委員連合会

事務局 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内
Tel 03-3581-6747 / Fax 03-3581-6748
<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

羽衣区 1・2 町内 深澤弥生 26-8097

羽衣区 3 町内 渡辺孝秀 090-7678-9933